

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答
1	実施方針					用語の定義	長期修繕計画に基づき、一定の時間が経過した後にまとめて行う大規模な修繕を大規模修繕としていますが、その期間や修繕金額の基準はございますか。	建築物の場合、建物の一側面、連続する一面全体または全面に対して行う修繕をいいます。設備の場合、機器、配線の全面的な更新を行う修繕をいい、新斎場の外壁、屋上防水、空調設備、配管の全面的な更新がこれにあたります。火葬炉設備の場合、本体の入替えを行うことをいいます。 用語の定義は、「要求水準書に示す機能を維持するために行う日常的修繕・更新とは別に、長期修繕計画に基づき、一定の期間が経過した後にまとめて行う大規模な修繕をいう。建築物の場合、建物の一側面、連続する一面全体または全面に対して行う修繕をいう。設備の場合、機器、配線の全面的な更新を行う修繕をいい、新斎場の外壁、屋上防水、空調設備、配管の全面的な更新がこれにあたる。火葬炉設備の場合、本体の入替えを行うことをいう。」と修正します。 本事業運営期間内においては、市は大規模修繕は想定しておらず、事業期間終了後、市の負担にて行う予定としています。
2	実施方針	1	第1	1	(2)	事業に共される公共施設の種類の種類	付帯施設とは用語の定義内に記載される「本施設」以外の火葬炉等を指しており、本実施方針に示されている施設以外のものは含まれないとの認識で宜しいでしょうか。認識に違いがあれば具体的にどのような部分を指しているのかご教示ください。本事業には付帯事業はないことを確認致したための質問です。	火葬炉は本施設の主要な機能であり、付帯施設とは、駐車場、構内通路、植栽、フェンス・門扉等をさします。用語の定義に付帯施設を追加します（「本施設に敷設する駐車場、構内通路、植栽、フェンス・門扉等をいう。」）。
3	実施方針	2	第1	1	(6)	基本方針	施設の整備等に関する基本方針は多数の記載がありますが、施設運営に関する方針が明記されていません。施設の用途から行政サービスとして市民に提供されること、また民間企業が直接の市民の窓口となることから、運営の品質についても具体的に基本方針に追記することが望まれるのではないのでしょうか。	実施方針p.2に記載する基本方針は、「伊賀市新斎苑施設整備基本方針」に基づき考えられる整備の基本方針です。 要求水準では、運営業務について、経済的、効率的かつ効果的な施設運営を求めており、次の事項等を全体要件として求めます。 ① 施設の厳肅性を確保し、安全性、利便性及び快適性を向上させ、利用者の立場に立った良質なサービスを提供すること。 ② 利用者の心情に配慮し、適切な接遇を行えるよう、事業者職員教育を実施すること。」
4	実施方針	3	第1	1	(7)	本事業の概要	“建て替え中の駐車場は、既存の駐車場を利用する”とありますが、一般来苑者と工事業者の出入口を共有した場合、既存施設の利用時における利用者への配慮に欠け、新斎苑の基本方針を既存施設で行い難いことを懸念します。既存施設の利用時間や既存駐車場の利用状況もその利用者により異なることから、工事業者は既存施設運営業者と日々、情報共有を図ることを前提に既存の駐車場を利用することとし、既存施設の利用を最優先に本事業を進められてはどうか。	工事用車両と会葬者等の一般利用者の入り口を分離する方向で検討中です。詳細は今後公表する要求水準を参照ください。 工事車両等の駐車場については、事業用地から道を挟んだ東側に市の土地があり、活用することは可能です。詳細は今後公表する公表資料を参照ください。
5	実施方針	3	第1	1	(7)	本事業の概要	火葬炉数において、大型炉4基（予備炉兼胞衣炉1基含む）とありますが、予備炉兼胞衣炉を通常の人体火葬に使用してもよろしいですか。	お見込みの通りです。予備炉も通常火葬は可能です。施設の火葬タイムテーブルをご提案ください。
6	実施方針	3	第1	1	(8)	1) 施設整備業務	①事前調査業務とありますが、具体的に必要な調査があれば、ご教示願います。	地質（ボーリング）調査、敷地測量を想定していますが、必要な調査については、お見込みにて判断ください。
7	実施方針	3	第1	1	(8)	1) 施設整備業務	地質調査・敷地測量・土壌汚染対策業務（手続き）は、別途業務と考えてよろしいですか。	地質調査・敷地測量は本業務に含みます。土壌汚染対策が必要とは想定していません。土壌汚染対策が必要となった場合、リスク分担（設計、建設段階）用地リスクに基づき、市がリスクを分担することになります。具体的な対応策については、市と協議の上決定します。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答
8	実施方針	3	第1	1	(8)	1) 施設整備業務	PFI事業で補助金を受ける場合に設計業務完了時に「設計積算内訳書」を作成する場合がありますが、今回は、不要と考えてよろしいですか。	本事業で受取れる補助金はありませんが、市が工事費用を確認するため、内訳明細書の提出を求めます。詳しくは、要求水準書(案)第3 2 (7) 1)実施設計を参照ください。
9	実施方針	3	第1	1	(8)	1) 施設整備業務	既存施設解体撤去業務とありますが、「解体設計図書」「解体設計積算内訳書」作成の必要はありますか。また、解体業務の工事監理は、不要と考えて宜しいですか。	既存施設解体業務についても、設計業務の一環として実施設計図や工事費内訳書明細書を作成いただきます。詳しくは要求水準書(案)第2 2設計業務を参照ください。解体業務の工事監理は、必要です。
10	実施方針	3	第1	1	(8)	1) 施設整備業務	1)施設整備業務のうち「①事前調査業務」の記載がございます。現時点において必要となる具体的な業務がございましたらご教示願います。(地質調査業務、測量業務(境界確定の有無)、既存施設のAsベスト調査等)	地質(ボーリング)調査、敷地測量を想定していますが、必要な調査については、お見込みにて判断ください。隣地との境界は確定済との認識です。既存施設解体時のAsベスト有無の調査については法令にのっとり実施してください。
11	実施方針	3	第1	1	(8)	1) 施設整備業務	施設整備業務の中に、「⑧開業準備業務」が含まれていますが、次頁の事業スケジュールでは「火葬場施設の所有権移転後」に業務実施が予定されています。開業準備業務は、貴市への役務提供業務であり、貴市へ所有権を移転する有形固定資産整備の請負とは性質が異なります。貴市におかれましても、資産取得価額の管理や、事業者への対価支払における管理区分上においても、資産取得費と役務委託費は厳格に区分されていますらっしゃると思いますので、施設整備業務から独立した業務項目であることを確認させてください。	「開業準備業務」を「施設整備業務」から切り分け、独立した業務とすることとします。
12	実施方針	3	第1	1	(8)	2) 維持管理業務	維持管理業務には、経常的な修繕・更新業務は含むが、大規模修繕は含まないとありますが、その費用は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	大規模修繕は業務に含めません。大規模修繕の定義については、No.1の回答を参照ください。
13	実施方針	4	第1	1	(8)	3) 運営業務	④告別業務」とありますが、現在発注されている“平成31(2019)年度から2021年度伊賀市新斎苑火葬業務委託仕様書”では、告別業務は含まれていないと拝察します。告別業務とは具体的にどのような業務を意味するのでしょうか。	告別業務では、①霊柩車到着後、柩を柩運搬車へ移し、告別室へ移動、②会葬者を告別室に案内し、最後のお別れの準備、最後のお別れ終了後、後片付け等を実施し、炉前業務に引き継ぐことを想定しています。「平成31(2019)年度から2021年度伊賀市新斎苑火葬業務取扱指示書」では、「2. 遺体(胎)火葬業務の作業内容及び方法」の、(4)、(5)に該当します。
14	実施方針	4	第1	1	(9)	事業方式	本事業は「15年間にわたり本施設の運営・維持管理を行うBTO方式」とあり、本施設は新設する新斎苑を指すものと考えております。しかし、用語の定義や、事業目的(P1)における本施設は、現斎苑を指しているものと読み取れますので、既存施設と新施設に対する定義の整理を確認させてください。	次の通りとなるよう用語の定義を修正します。 ・既存施設：現斎苑を示す。 ・本施設：新たに整備する新斎苑を指す。
15	実施方針	4	第1	1	(10)	事業期間	本事業の事業期間が「令和21年3月まで」となっておりますが、令和6年7月の供用開始から15年9か月間の維持管理・運営業務ですと「令和22年3月まで」となりますが、誤植との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
16	実施方針	4	第1	1	(11)	事業スケジュール	火葬場施設の維持管理・運営の終了時期が、「令和22年(2040年)4月」となっておりますが、「令和22年(2040年)3月」の誤りとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答
17	実施方針	5	第1	1	(12)	選定事業者の収入	使用料は市の収入とするとの記載がございますが、具体的に何に対する使用料収入であるかご教示ください。	人体の火葬、小動物の火葬、霊安室の使用に伴う使用料です。
18	実施方針	5	第1	1	(12)	選定事業者の収入	目的外使用の例として自動販売機による物品販売とありますが、受付窓口にて施設利用に伴う物品（数珠やハンカチ等）の販売は想定しているのでしょうか。	利用者受付業の一環として想定しています。
19	実施方針	5	第1	1	(12)	選定事業者の収入	“物品販売（自動販売機）等の…施設利用料は、市の収入とする。”とありますが、これら自動販売機の維持に係る光熱水費は選定事業者側が負担することを想定されているのでしょうか。	自動販売機の設置運営は、本業務外とし、現状と同様に入札にて設置運営業者を選定します。自動販売機の物品販売による収入は当該自動販売機設置運営業者の収入とし、また自動販売機コーナーの電気使用量は当該自動販売機設置運営業者が支払うものとします。
20	実施方針	5	第1	1	(12)	選定事業者の収入	予定価格が公表されるとき、施設整備業務に係るサービス対価のうち一括支払いを予定している額も明記されるのですか。また、予定価格を公表するのはどのタイミングでしょうか。	予定価格の内訳は開示しません。予定価格は募集要項に記載する予定です。なお、設計・建設業務の費用について、市は何%を一時金として支払うかは、募集要項に明示します。
21	実施方針	5	第1	1	(12)	1) 施設整備業務に係るサービス対価	平成30年度の税制改正により、長期割賦販売等に係る「延払基準」が廃止された為、事業者は割賦元金の入金の都度、消費税及び地方消費税を納付する税務処理が不可能になりました。その為、本事業に係る整備費用は、「割賦方式により事業者に支払う」とありますが、消費税相当額（消費税及び地方消費税）は、割賦元金支払の都度支払う方法ではなく、所有権移転後に一括して支払方法となるのでしょうか。	お見込みの通りです。詳しくは、募集要項と同時に公表する支払方法説明書及び特定事業契約書(案)を参照ください。
22	実施方針	5	第1	1	(12)	1) 施設整備業務に係るサービス対価	施設整備業務に係る対価のうち、本施設の所有権移転後の一時金支払時には、内閣府からの「延払基準の適用廃止に関する通知」に従って、当該一時金に係る消費税及び地方消費税だけでなく、施設整備業務の対価総額に係る消費税及び地方消費税が一括で支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
23	実施方針	5	第1	1	(12)	1) 施設整備業務に係るサービス対価	貴市への火葬場施設所有権移転後に実施する開業準備業務に係るサービス対価は、「1) 施設整備業務に係るサービス対価」とは別途設定のうえ、業務完了後に一括してお支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。令和6年3月に所有権移転、同年4月～6月に開業準備、7月供用開始した場合、市への施設の引き渡しが完了した日から6月末までの開業準備に係るサービス購入費として、選定事業者に対し、特定事業契約に定める額を開業準備業務終了後に支払います。なお、維持管理・運営業務に係るサービス購入費は、供用開始以降の維持管理・運営期間中に、選定事業者に対し、特定事業契約に定める額を事業期間にわたり、平準化して支払います。
24	実施方針	5	第1	1	(12)	1) 施設整備業務に係るサービス対価	本事業における施設整備業務の完了時期は、「火葬場施設の整備」と「既存施設の解体撤去及び駐車場等整備」に分かれますが、サービス対価の「一括支払金」「割賦支払金」もそれぞれ2本に分かれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです
25	実施方針	5	第1	1	(12)	1) 施設整備業務に係るサービス対価	割賦方式(元利均等方式)分のサービス対価に係る消費税及び地方消費税額は、維持管理・運営期間にわたり支払われるのではなく、火葬場施設の所有権移転後及び既存施設の解体撤去及び駐車場等整備の完了後、一括して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。（貴市が実施された小学校給食センター整備運営事業においても、上記と同様の支払方法が採用されています。）	お見込みの通りです

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答
26	実施方針	5	第1	1	(12)	2) 維持管理業務及び運営業務に係るサービス対価	維持管理業務及び運営業務に係る水光熱費は、SPCに対して請求が行われSPCが支払いを行うが、維持管理業務及び運営業務のサービス対価として貴市よりSPCに支払われるとの認識で間違いないでしょうか。また貴市からSPCへは実際に発生した金額ではなく提案時にお示した金額を基にサービス対価として金額が決まるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。提案時に提案された水光熱費と実際の支払額の差額は事業者リスクとなります。なお、あらかじめ定めた物価指標が一定以上変動した場合、サービス購入費は見直すこととなります。詳しくは募集要項等の公表時に併せて公表する支払方法説明書及び特定事業契約書(案)を参照ください。
27	実施方針	7	第2	2		選定の手順及びスケジュール	募集スケジュールを拝見すると貴市と直接対話ができる、いわゆる個別対話の予定が御座いませんが、個別対話について特に設ける予定は無いとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。募集要項等に関する質問の受付時に、意見の提出を拒むものではありません（意見に対する市の見解を回答するかどうかは意見の内容によります。）
28	実施方針	7	第2	2		選定の手順及びスケジュール	募集要項等に関する質問の機会が1回しかございません。より良い提案を行うためにも、来年2月上旬に予定されている質問回答を踏まえた2回目の質問の受付・回答機会を設定いただけないでしょうか。	「募集要項等に関する質問への回答」から「応募表明書及び資格確認申請書類の受付期限」まで、10日程度しかなく、2度目の質問の受付と回答を行う時間的な余裕はありませんが、質問の提出を拒むものではありません。内容により、全応募資格審査通過者に知らせるべき内容であれば、各通過者に連絡します。
29	実施方針	7	第2	2		選定の手順及びスケジュール	要求水準案・選定基準案の公表が令和3年11月中旬とありますが、それらに対する質問期間はないのでしょうか。また、質問・意見の受付期間が設定されない場合は11月中旬に先行的に公表された状態のまま、来年1月上旬に公表されると考えてよいでしょうか。	特に質問の受付は予定していませんが、質問・意見の提出を拒むものではありません（時間的な制約から回答は行えません）。要求水準(案)・選定基準(案)は審査委員会等の議論等を反映したのち、募集要項と同時に公表する予定です。
30	実施方針	7	第2	2		選定の手順及びスケジュール	「募集要項等に関する質問への回答時期」が令和4年2月上旬と記されています。同年5月下旬の「提案書の提出期限」まで十分な検討を行いたく、「募集要項等に関する質問の受付期限」及び「募集要項等に関する質問への回答」時期の前倒しをお願いします。	拙速な回答による誤りや誤解を防ぐため、質問の受付と回答の時期は変更しません。現状では、募集要項等の公表は1月11日(火)、質問締切を1月21日(金)、回答の公表を2月4日(金)、(必要な場合、)募集要項等の公表を2月10日(金)とする予定です。
31	実施方針	10	第2	4	(1)	応募者の構成	出資のみを行う企業を構成企業としても問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。「その他の企業」に該当します。応募表明時に参加資格を満たしていることをお示しください。
32	実施方針	12	第2	4	(3)	4) 建設企業の参加資格要件	「④平成19年度以降に竣工した延床面積1,000㎡以上の公共施設」とありますが、社会福祉法人から元請した「特別養護老人ホーム」は、公共施設に該当するかご教示ください。	「特別養護老人ホーム」は公共施設に該当しません。
33	実施方針	12	第2	4	(3)	4) 建設企業の参加資格要件	「元請（共同企業体の場合は構成員でも可）の施工実績」とありますが、地方自治体が実施したPFI事業の実績（建設企業として、SPCから建設工事を元請した実績）は、当該資格要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
34	実施方針	13	第2	4	(4)	応募者の制限	11)に国税及び地方税に対する完納要件が設定されていることから、地方税の納税証明書の提出が必要になると想定しております。対象となる地方税の滞納判定地は、貴市の令和3・4年度競争入札参加資格者名簿に登録済事業所（入札等行為の委任を受けた事業所）の所在地が対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答
35	実施方針	13	第2	4	(4)	応募者の制限	“令和2年度伊賀市新斎苑建設に伴う基本計画策定及び事業方式検討支援業務委託”を落札した株式会社テイコクが該当する者として挙げられていませんが、構成企業、協力企業になることは可能なのでしょうか。	“基本計画策定及び事業方式検討支援業務委託”を受託した株式会社テイコクを応募者の制限に加えることとします。
36	実施方針	14	第2	4	(5)	特定目的会社(SPC)の設立について	SPCの本社登記は本施設所在地に設定することは可能でしょうか。	お見込みの通りです。
37	実施方針	15	第2	5	(2)	事業者の選定	応募者が1グループの場合でも不調とせず、優先交渉者を決定するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
38	実施方針	16	第3	4	(2)	モニタリングの時期	施設供用開始後のモニタリングについて、年2回とは決算報告書公表後とのおおよそ半年後の年2回程と想定してもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。市は供用開始後、半年ごとを目安として施設を巡回し、各業務の遂行状況についてモニタリングを行う予定です。また、選定事業者からは、月別業務報告書を翌月中旬に提出いただくことを想定しています。詳しくは募集要項と同時に公表するモニタリング減額方法説明書をご覧ください。
39	実施方針	18	第4	1	(1)	立地条件	本敷地の配置図データの提供をお願いします。	実施方針別紙3のCADデータであればDXF形式にて提供可能です。
40	実施方針	18	第4	1	(2)	整備を行う新施設の構成概要	新施設の想定されている諸室とその必要面積のご提示をお願いします。	要求水準書(案)を参照ください。
41	実施方針	18	第4	1	(3)	解体の対象となる既存施設	表中の「有害・危険製品の処理」欄に、「市の図面調査によりアスベストは含有していないことを確認済み」との記載がございますが、万一、解体前や解体業務期間中にアスベスト含有の恐れがある建材等が確認された場合は、別紙1_リスク分担表のNo1における募集要項リスクである「公表した資料の誤りに関するもの」に該当し、当該部位に対する分析調査費や、その後の対策工事費は、市が全額を負担されるとともに、工事期間延長に伴う増加費用への補償や、遅延損害金の不適用など、事業者側がリスクを負わないことを確認させてください。	解体前の調査によりアスベストを含有する建材が確認された場合は、市の負担につき、解体費の増額、工事期間の延長について市と協議してください。なお、解体前のアスベスト調査は法令上義務付けられており、事業費に含んでいます。
42	実施方針	18	第4	1	(3)	解体の対象となる既存施設	解体時において基礎杭が出た場合は撤去が必要であると考えますが、その費用は現時点で含まれていますか、またその費用が含まれていないのであれば市により負担していただけるのでしょうか。	本事業に支障がなければそのままとし、基礎杭の場所等を記録の上市に提出してください。支障が出るような基礎杭がある場合、リスク分担表の、「地中障害物等に関するもの(市があらかじめ提示した情報・資料から予測できないもの)」となりますので、対応について市と協議ください。
43	実施方針	19	第5			土地の使用に関する事項	「整備期間中、無償で使用することができる」とありますが、大型車両を含む工事車両出入口や周辺道路の通行制限はありますか。	工事車両の通行制限等は、近隣住民、斎苑の指定管理者、関係機関と協議してください。
44	実施方針	19	第5			土地の使用に関する事項	事業スケジュールにより既存施設の解体が設定されていますが、火葬場施設の建設工事にあたり、歩廊や既存施設の一部は解体可能であると解釈しても良いですか。	お見込みの通りです

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答
45	実施方針	別紙1-1	リスク分担(全業務共通)	制度関連リスク	9	法制度・税制度・許認可リスク	税制度の新設・変更リスク分担において、(本事業にのみ影響を及ぼすもの)以外は民間負担となっていますが、消費税及び地方消費税の変更は、本事業のみに影響するものではなく、また受益者(貴市)による負担が法律で規定されているため、市のリスク分担であることを確認させていただきます。	お見込みの通りです。
46	実施方針	別紙1-2	リスク分担(全業務共通)		23	埋蔵文化財リスク	本事業用地は、埋蔵文化財包蔵地に該当するかご教示ください。	埋蔵文化財包蔵地に該当します。現在、敷地内で埋蔵文化財の調査を行っており、調査結果については、募集要項等の公表時に併せて公表します。 なお、調査エリアに古井戸が複数見つかっており、撤去いただく必要があります。
47	実施方針	別紙1-2	リスク分担(設計、建設段階)	建設リスク	13	既存の設備・備品等の損傷リスク	事業者の管理する既存の設備・備品等に生じた損害とありますが、事業者の管理する設備・備品等とは何をお示しでしょうか。	既存施設の、昨年導入した保冷庫は、本施設整備後も使い続けたいと考えており、それらの設備・備品の保管と設置に係るものです。
48	実施方針	別紙1-3	リスク分担(維持管理、運営段階)		6	施設契約不適合リスク	「本事業で事業者が整備、改修を行わない施設、部位に起因する契約不適合」との記載がありますが、ここにいう契約不適合とは具体的に何を指すかご教示ください。 本事業で整備、改修を行わない範囲はそもそも特定事業契約の範囲外であり、契約不適合という概念が存在しえないかと存じます。	本事業では、既存施設より引き継いだ機器により生じた不具合等のみが想定されますので、施設契約不適合リスクについては記述を修正します。
49	実施方針	別紙1-3	リスク分担(維持管理、運営段階)		10	修繕費増大リスク	修繕費増大リスクの負担として、「修繕費が予想を上回った場合」は民間となっておりますが、火葬件数の多寡によって、修繕の発生頻度(修繕予定額)が異なってまいります。 公平な提案競争環境の確保のために、提案時におい基準とする貴市想定(の年度別火葬受付件数(新斎苑の運営開始後15年9か月が対象期間)が、募集要項公表と同時に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項公表と同時に提供可能な将来火葬受付件数の予測を公表します。
50	実施方針	別紙1-3	リスク分担(維持管理、運営段階)	維持管理・運営段階	13	運営コストリスク	“市の指示による事業内容の変更等に起因する業務量、及び運営費の増大”は市が負担するとありますが、増大の基準(数量)は事前に示して頂けるのでしょうか。	災害時の対応等、事前に示せる情報については、募集要項等の公表時に併せて公表します。災害時の対応に伴う費用増は市の負担となりますので、災害時の対応についてご提案いただく方向で検討しております。
51	実施方針	別紙1-3	リスク分担(維持管理、運営段階)	維持管理・運営段階	13	運営コストリスク	法改正に伴う賃金の高騰や社会保険料の加入増等、社会情勢により左右されるリスクについては、本事業にのみ影響するものではないと考えますが、“物価・金利変動によるもの”と同意で市側のリスク負担と理解すればよいでしょうか。	維持管理業務のサービス購入料、運営業務のサービス購入料、光熱水費のサービス購入料は、あらかじめ定めた指標が一定以上の変動をした場合に見直すこととします。詳しくは募集要項等の公表時に併せて公表する支払方法説明書及び特定事業契約書(案)を参照ください。
52	実施方針	別紙1-4	リスク分担(維持管理、運営段階)	維持管理・運営段階	21	備品等の損傷・損壊・盗難リスク	“市が提供する既存の備品”は保冷庫以外に具体的にリスト等で示して頂けるのでしょうか。	お見込みの通りです。「市が提供する既存の備品」リストは、募集要項等の公表時に併せて公表します。
53	実施方針	別紙1-4	リスク分担(維持管理、運営段階)	維持管理・運営段階	21	備品等の損傷・損壊・盗難リスク	※11にて“更新は想定していない”とありますが、選定事業者側の理由によらず機能が停止した際の備品更新費は市側のリスク負担であると理解すればよいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答
54	実施方針	別紙1-4	リスク分担（維持管理、運営段階）		29	火葬炉燃料の価格変動リスク	火葬炉で使用する燃料の価格変動リスクにおいて市が負担することとなっておりますが、本事業期間中（整備期間を含む）の燃料費は市で負担していただくと理解してよろしいですか	市が直接燃料費を支払います。
55	実施方針	別紙1-4	リスク分担（維持管理、運営段階）		30	光熱水費の価格変動リスク	施設で発生する光熱水費の価格変動リスクにおいて市が負担することとなっておりますが、本事業期間中（整備期間を含む）光熱水費は市で負担していただくと理解してよろしいですか	No. 26を参照ください。
56	実施方針	別紙1-4	リスク分担（維持管理、運営）	移管段階	37	施設の契約不適合リスク	事業期間終了時に「施設の契約不適合が発見された場合」との記載がありますが、ここでの契約不適合とは、「リスク分担（維持管理・運営段階）No. 4及びNo. 5」にいう施工（工事）に起因する契約不適合ではないことを確認させていただきます。厳密には契約不適合ではなく、事業期間終了時における施設の「性能確保」を意味するというところでよろしいでしょうか。また、事業期間終了時の性能確保については要求水準にて記載されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
57	実施方針	別紙1-5	リスク分担（全業務共通）	埋蔵文化財リスク	※5		「埋蔵文化財の調査により、事業が遅延中止した場合は、それぞれの負担とする」とありますが、文化財調査や存在の有無に関して業者は責任がないため市が全額を負担すべきではないでしょうか。	事業者側で発生した費用については、事業者側で負担してください。
58	実施方針	別紙1-5	リスク分担（全業務共通）		※6	物価変動リスク	「物価変動に一定程度の下降または上昇があった場合は、指標の変動に合わせて一定の調整を行う」とありますが、建設段階の物価変動に関して、どのような指標を想定されているか、どの程度の調整を想定されているのかご教示ください。	募集要項等と併せて公表する支払方法説明書を参照ください。
59	実施方針	別紙1-5	リスク分担（維持管理、運営段階）	修繕費増大リスク	※9		重複しますが、修繕費増大リスクにおいて長期修繕計画に基づく大規模修繕は除くとありますが、大規模修繕費用は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	大規模修繕は市の負担となりますが、運営期間中の大規模修繕は予定していませんので、予防保全に努めてください。
60	実施方針	別紙1-5	リスク分担（維持管理、運営段階）	損壊・盗難リスク	※11		備品の経年劣化などによる費用の発生や機能の低下は市側の負担とありますが、第三者（利用者、葬儀関係者等、選定事業者以外）による損傷等は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	第三者により損傷が発生した場合は、帰責者を特定し、原状回復させるようにしてください。当該損傷の発生につき、事業者に管理責任がある場合は、事業者の負担とします。帰責者の特定が合理的に不可能である場合は市が負担します。
61	実施方針	別紙1-5			※11		※11に「運用上の契約不適合」とありますが、要求水準未達（リスク分担（維持管理、運営段階No. 3にいう要求水準の不適合と同義）を意味するといことよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。No. 20, 21については、備品について記述しています。
62	実施方針		その他				実施方針説明会時に、本事業用地の前に伊賀市所有の土地があり、工事期間中は使用可能とのことでしたが、可能な使用用途、大きさ、形状、注意事項等をご教示ください。	募集要項等の公表時に公表します。
63	実施方針		その他				既設の斎苑建設当時の地質調査データ又は、周辺の地質調査データがあれば、開示願います。	募集要項等の公表時に公表します。
64	実施方針		その他				現場見学会で説明があった、新斎苑で使用する予定がある既設設備（保冷庫等）の寸法や仕様についてご明示願います。	募集要項等の公表時に公表します。